

措置実施状況報告書

令和 3年度分

会社名	岩波建設株式会社
代表者名	岩波宏彰
提出年月日	令和 4年 12月 20 日

担当者連絡先

課・係	岩波建設株式会社
職・氏名	████████████████████
電話番号	0553-32-1177
メールアドレス	████████████████████

提出締切（※分割払い5年）

年度	取組の期間	報告締切
令和3年度分	令和3年7月29日～令和4年3月31日	令和4年12月31日
令和4年度分	令和4年4月1日～令和5年3月31日	令和5年12月31日
令和5年度分	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年12月31日
令和6年度分	令和6年4月1日～令和7年3月31日	令和7年12月31日
令和7年度分	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和8年12月31日
令和8年度分	令和8年4月1日～最終支払日※	令和8年12月31日

※ただし最終支払日が7月29日以前の場合は7月29日

1 談合事件を踏まえた、会社の経営概念

はじめに

- * 当社が山梨県工事入札に関して、独占禁止法に違反し、その後長期にわたり、関係各位にご迷惑をおかけした事を、深くお詫び申し上げます。
今後は全社員一丸となり、コンプライアンスの徹底に取り組み、再発防止策を実施するとともに、二度とこのような事態を招くことがないように努力を重ね、社会的信頼を回復できるように努めてまいります。
当社は、創業以来、公共工事を主体に地域とのコミュニケーションを図りながら、地域貢献、県内建設業界に対する貢献等を、重視する中で経営基盤の安定を図り、社会インフラの整備に参画し、社会に貢献できる企業づくりに邁進して参りました。この点は今後も続けて参る所存です。
また、公正入札違約金にかかる調停条項に関しましては、寛大な対応をして頂いたことに深く感謝するとともに、調停事項を遵守し確実に実行するように最大限の努力を行ってまいります。

経営理念

- * 弊社におきましては公共事業を主体とした工事請負を主たる業としております。よって、主たる業を誠実かつ適切に遂行していくことを通じて、地域の社会整備を図り、会社一丸となって、社会に貢献することを第一の理念としております。また、このように本業に邁進することが、ひいては地域雇用の維持創出、地域の経営資源の活用に通ずると信ずるところです。
本業の遂行の他にも、誠実な企業行動や適切な情報開示、地元地域との共生貢献、地域経済への貢献などに積極的に取り組むことも、本業の遂行に劣らず重要なテーマであるとの理念を有しております。
さらに、自然災害に対する緊急対応の構築維持、BCPへの対応取組、労災事故の防止活動の徹底等々も、一企業としての道義的な義務であるとの考えの下、これら活動・取組みにも力を注いでおります。

ホームページアドレス

*現在作成準備中

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に二度と違反することがないように自発的に講じた再発防止策の報告

(1) 取組期間 令和3年7月29日～令和4年3月31日

(2) 取組の趣旨

*当社におきましては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律の違反を二度と起こさないための再発防止策として、経営者トップを先頭に事業経営の運営において、社員全員が独占禁止法遵守に関する知識を、今まで以上に習得するための場を設け、勉強会、研修会等を開催し、コンプライアンスを優先する経営体制を確立します。

(3) 活動の概要

*独占禁止法に関する研修会、勉強会の開催を定期的に行う。
社外の専門家による、独占禁止法および、コンプライアンス遵守を正しく理解するための、研修会等への参加。
独占禁止法に関する動画視聴(公正取引委員会チャンネル)による社内勉強会の実施。
特に建設業に関するコンプライアンス遵守。法律の改正等の勉強会の実施。
同業者との接触の機会がある場合のルールを明確にし、不正な行為があると判断できる場合の社内での対処方法の明確化。
業界内外からの談合等不正行為にかかわる通報について相談人の配置。
様々な談合防止法チェックリストによる談合防止の周知および情報の共有化を徹底する
(入札に関しては、取締役社長、副社長、営業部長の3名にて応札に関する取り決めを行なっているため、この3名の行動意識の改革を重要視する。)

(4) 主な活動の詳細

①

*実施日 令和3年11月29日(月)

*場所 本社2階会議室

*実施内容
*社内講習勉強会。今回の談合事件の反省及び関係法令の再確認
独占禁止法遵守に関する知識の向上(談合防止資料テキストによる)
動画視聴(公正取引委員会チャンネル独占禁止法とは)パソコン視聴

*参加者 ■■■■■ 取締役社長 ■■■■■ 副社長 ■■■■■ 営業部長
■■■■■ 土木課長 その他2名(現場監督員)

*効果、感想、今後の課題

* 組織的談合に関する基礎的な知識の習得と再確認のため、独占禁止法遵守マニュアルを作成することとした。
中身については、意見交換を行ったうえで、各種の情報を収集してより簡潔で理解しやすいプログラム、チェックリスト等を設けることとした。
次回開催には、各種の資料を集めて内容の審議を行う事とする。

②

*実施日 令和4年1月31日(月)

*場所 本社二階会議室

*実施内容

*社内講習勉強会。 独占禁止法遵守教育等の実施
独占禁止法の目的と仕組みの理解 独占禁止法で禁止されている行為
独占禁止法違反行為に対する罰則処分について
動画視聴(公正取引委員会チャンネル 独占禁止法の規制内容)

*参加者 ■■■■■ 取締役社長 ■■■■■ 副社長 ■■■■■ 営業部長
■■■■■ 土木課長 その他2名(現場監督員)

*効果、感想、今後の課題

* 独占禁止法の遵守体制の整備の必要性を強く感じ、今まで当たり前の
ように行われてきた、入札談合行為について違法性をさらに認めるよう
になり、コンプライアンス遵守の意識が高まっていると思われる。しかし、まだ
継続的に会社としての談合防止の意識を高めるためには、独占禁止法
遵守のマニュアルが作成され、それにのっとった営業行為を行う事が必要
であると考えられた。
次回の開催時には独占禁止法の遵守マニュアルによる内容の検討を
行う事とする。

③

*実施日 令和4年3月28日(月)

*場所 本社二階会議室

*実施内容

*社内講習勉強会。 独占禁止法遵守マニュアルの内容の確認
及び討議、提案、追加内容等
動画視聴(公正取引委員会チャンネル 独占禁止法違反の処理手続き)

*参加者 ■■■■■ 取締役社長 ■■■■■ 副社長 ■■■■■ 営業部長
■■■■■ 土木課長 その他2名(現場監督員)

*効果、感想、今後の課題

* 独占禁止法遵守マニュアルの内容の確認、意見の集約を行った。
今後、同業者との接触ルールを厳格化する、独占禁止法の正しい理解
を継続して行う、監視機能を強化し、違反行為を行う、見過ごすなどの
要因の排除を確認し、様々な情報を常に取り入れて、情報の共有伝達
が関係者に正確に伝わることに配慮するなど、談合の再発防止の施策
を確実に継続的に行う事とする。

写真①

(5) 経費の報告

分類	金額 (円)	備考
社内講習勉強会		
(4)①担当者人件費	20,000	20,000円*1.0名
(4)①資料代	6,000	1,000円*6.0名
(4)①会議室使用料	5,000	2.0時間
(4)②担当者人件費	20,000	20,000円*1.0名
(4)②資料代	6,000	1,000円*6.0名
(4)②会議室使用料	5,000	2.0時間
(4)③担当者人件費	20,000	20,000円*1.0名
(4)③資料代	6,000	1,000円*6.0名
(4)③会議室使用料	5,000	2.0時間
		(担当者人件費8か月合計6,000円)
合計	¥ 93,000	

3 峡東地域において自発的に講じた防災・減災への対策に資する 取組の報告

(1) 取組期間 令和3年7月29日～令和4年3月31日

(2) 取組の趣旨

*地域社会において、互いに助け合うという共助の精神を持つ。建設企業としての、防災減災の役割を果たすという責務を認識し、地域住民の方々との相互理解、協力を得る。これらを前提として、自然災害に対する地域の安全、安心を確保するべく、常日頃から災害時、緊急時の体制の整備、重機、人材等の確保維持管理を行い、災害発生時における当社の役割に関する周知の徹底、具体的な行動項目等の整備に取り組む。

(3) 活動の概要

*各自治体や地域自治会との防災協定の締結。
*防災倉庫の設置、整備、維持管理(本社と上萩原岩波建設管理事務所を使用する)
*緊急避難場所として災害時の周辺状況を十分に把握したうえで、十分な安全が確保できると判断ができた場合にのみ、地域住民の避難施設として最大限活用する。
*災害時における社内の連絡体制の整備、及び社内訓練の実施。
*周辺地域防災訓練への積極的に参加を行う。
*重機、車両等の整備点検を行い、災害発生時に迅速な対応ができるように準備する。
*地域で行われる、ボランティア活動には、できる限り積極的に参加するようにして、地域住民とのコミュニケーションを図り、地域住民との連携、相互理解を深めることに取り組み、努力する。
特に会社周辺地域での工事施工の場合には、現場周辺の住民や自治会などからの、工事にかかわる以外の要望事項などもできる限り拾い上げ、無償での奉仕対応を行い地域住民からより良い理解を深めることに努力する。

(4) 主な活動の詳細

①

*実施日 令和3年11月22日

*場所 岩波建設株式会社及び上萩原管理事務所

*実施内容

岩波建設本社および上萩原管理事務所を災害時の防災倉庫としての機能が可能かどうか、どのような使用方法があるのか、意見を出し合い活動の方向性を探った。

*参加者

■■■■取締役社長、■■■■取締役副社長、■■■■営業部長、■■■■土木課長

*効果、感想、今後の課題

*現在は本社2階会議室は社内会議、勉強会等に使われている、しかし時折、地域住民、(会社所属の地区会)より従来使用していた地区の公民館が使用できなくなったため、組の会議等に使用してほしいとの、要望があった。そのような状況の中で使用を提供していた経緯があり災害時であれ、どんな場面であっても提供することとし、地域活動の一端を担うことができるという意見が出た。

又今後は年度初めに地元区長、組長あてに、必要な場合には、会議室をご利用くださいという通知を送ることとした。

非常用発電機として持ち運び簡単なポータブルを2.0基(901A)常備 **写真②**

②

*実施日 令和3年12月1日

*場所 岩波建設株式会社上萩原管理事務所

*実施内容

*降雪時に使用する重機(910Fペイローダー)の整備点検にかかわる装備の充実性を図り、タイヤチェーンの交換装着、及びアタッチメント式の排土版の取付の確認、現場用車両の冬用タイヤへの交換の必要の確認

*参加者

■■■■取締役社長、■■■■取締役副社長、■■■■土木課長

*効果、感想、今後の課題

*従来は降雪時の除雪方法としてペイローダーのバケットを取り付けた状態での作業を行っていた。しかし大雪の場合の作業効率が悪く、道路の解放に時間がかかっていたため、バケットの先端にグレーダー式の排土板(脱着可能なアタッチメント式)を取付、除雪作業を行う事により、より早く道路の解放ができるようになり、よりスムーズな除雪作業が可能と思われる。

取付に時間がかかる為、今後の課題として部材を簡易的なものにする必要がある。

排土板の斜角ももう少し角度を強くしても良いかと思われる。などの意見が出た。

写真③

③

*実施日 令和3年2月14日

*場所 国道411号～東京都水道局林道一ノ瀬線除雪の出動時の活動

*実施内容

*降雪のため東京都水道局より林道一ノ瀬線の除雪要請があり出動した。国道411号の除雪完了後に林道一ノ瀬線の除雪作業を行う際に、中間の甲州市道6号線を通過するため、市道の除雪を一ノ瀬高橋田辺区長から要請があった為、通過地域でもあり、この地域の工事は今まで数多く作業しているので、イメージアップの意味からも、快く引き受けて無償で除雪した。

*参加者

■■■■取締役副社長、■■■■土木課長 ペイローダー運転手1名

*効果、感想、今後の課題

*従来国道411号線、東京都林道の除雪作業は毎年の冬期シーズンには行なっている。国道の除雪が終了した後に、林道一ノ瀬線の除雪を行っているが、一ノ瀬集落に居住する住民からの除雪の要望があり以前の大雪の時に、1週間ぐらい孤立した経験がある為、区長からの心配する声があるので、少しでも早く市道の通行ができるようにと除雪を行った。結果として、地域住民からの安心する声が会社にも届き、よかったと思われる。
市道6号線は急傾斜の場所もあり、かなり慣れた運転者でないと、安全な除雪作業ができないため、経験豊富な人材を確保することも重要。毎年同じような状況が発生しているので、もっと早めの対応が必要ではないかという意見がありました。

写真④

(5)経費の報告

分 類	金 額 (円)	備 考
(4)①防災倉庫機能維持費	20,000	電気(蛍光灯10本交換)2000円*10本
(4)①防災倉庫機能維持費	150,000	上萩原管理事務所水道凍結部分配管修理代
(4)①防災倉庫機能維持費	70,000	上萩原管理事務所水道凍結防止装置交換代
(4)①防災倉庫機能維持費	150,000	緊急時使用ポータブル発電機900w*2.0台*75000円
(4)② ホイールローダー910F 車検整備費	200,000	ホイールローダー910F車検整備及び回送費
(4)② アタッチメント式排土板	400,000	ホイールローダー910F取付一式費用
(4)② 910Fタイヤチェーン交換費	120,000	ホイールローダー910Fタイヤチェーン4.0本交換30000円*4.0本
(4)②冬用タイヤ交換費(現場監督員用)	240,000	現場用車両パジェロミニ4.0台冬用タイヤ交換 4台*4本 16.0本*15000円
(4)②冬用タイヤ交換費(4tユニック車)	156,000	4tユニック車冬用タイヤ交換6本*26000円
(4)②冬用タイヤ交換費(2tユニック車)	72,000	2tユニック車冬用タイヤ交換6本*12000円
(4)②4tユニック車車検整備費用	124,000	4tユニック車車検整備費用一式
(4)③市道6号線除雪作業	70,000	機械費 ホイールローダー910F 1台10000円*7時間
(4)③市道6号線除雪作業	23,000	人件費① 特殊運転手1名23000円
(4)③市道6号線除雪作業	24,000	人件費② 土木一般世話役1名24000円
(4)③市道6号線除雪作業	4,000	ホイールローダー910F燃料費軽油40L
合 計	1,553,000	

4 雇用の維持、確保、事業の高度化、効率化への積極投資の 取組の報告

(1) 取組期間 令和3年7月29日～令和4年3月31日

(2) 取組の趣旨

*当社においては、現在労働者の平均年齢が60歳近くになっており、その中での雇用の維持確保のための取り組みとしては、やはり若手の人材を確保することが最重要課題になると考えている。その人員確保のための広報活動、待遇の改善、就労環境の整備が必要であり、事業継続のために福利厚生の充実、事業の高度化のための投資や機器の購入、整備など作業の効率化、省力化への取り組みが必要と考えている。

(3) 活動の概要

*人事に関する諸活動としては業界内及び周辺地域の人事に関する情報収集をおこない、労働意欲のある中堅クラスの土木経験者に声掛けを行うなどして、直接対面し、できる限りの条件提示を行い、自社への入社を求めるなど、より良い人材を求める努力を行う。
ハローワークへの求人募集の実施や会社関係の知り合いに求人募集をしていることの周知を行う。
労務管理に関する活動として、労務に関連する研修会等に積極的に参加し、様々な情報を入手し、より良い労務活動を求めることにより今以上に良い、社員への待遇改善を図る。
65歳定年退職者に再雇用制度による雇用の継続。
重機他関連機器設備の購入、整備点検を行い、働きやすい労働環境の構築に努め土木業界で働くことのイメージアップを図る。
地域でのボランティア活動などの応援、催しものへの協賛などに積極的に参加をおこない、様々な分野の人達との交流を深め、地域での見識を深める。

(4) 主な活動の詳細

①

*実施日 令和3年9月10日

*場所 岩波建設株式会社会議室

*実施内容
*入社希望の現場経験者(50歳)との面談

*参加者 []取締役社長、[]取締役副社長、

*効果、感想、今後の課題

*入社希望の現場経験者(現場技術者)ではあったが、給与待遇面
休暇待遇面での折り合いがつかず、残念ながら採用に至らなかった。
今後の課題としては、給与と休暇の両方の待遇をよりよくなければなら
ないと考え、再度待遇の向上を図ることとした。
週休2日の完全な実施、毎年の所得のベースアップなど、変えていくこと。
又ある程度の年齢(60歳以上)であっても、経験値を考えた場合は再雇用の
対象者として考えてもよいのではないかという意見が上がった。
いずれにしても自社の労働者の年齢が高齢になっていることを考えると
次の展開が非常に難しいとの意見が多くなっています。

②

*実施日 令和3年10月11日

*場所 岩波建設株式会社

*実施内容
*労務管理に関する活動として、給与手当の改正

*参加者 []取締役社長、[]取締役副社長、[]営業部長

*効果、感想、今後の課題

*給与制度の改正として、現場手当の制度増設を行いよい評価が得られた。
又基本的には完全週休二日制度(4週8休)を実施することを確認した。
現場作業にも有給休暇手当を設け、実質賃金の上昇を図った。
65歳定年退職者を対象に再雇用制度を設け雇用の継続を図った。
今後の課題として、現場監督員には工事検査の評価点がよかった場合には
(評価点80点以上)特別手当を与えることが、提案された。

③

*実施日 令和3年11月10日

*場所 岩波建設株式会社

*実施内容

- *重機他関連機器設備の購入
- *除雪用小型ホイールローダーの購入
- *小型ドローンの購入及び操作練習

*参加者 []取締役社長、 []取締役副社長 []土木課長

*効果、感想、今後の課題

*ドローンの操作は添付マニュアルにより、意外と簡単ではあったので基本的な操作だけで、現場においては施工前、施工中、完了などの簡単な操作で済む撮影に限ることとした。令和4年6月からはドローンの登録申請が必要になるとのことなので、操作の免許も含めて情報を集め今後対応処理することとした。 **写真⑤**

*冬期の除雪作業の際に自社のホイールローダー910Fでは乗り入れが困難な狭い農道の除雪作業をお願いされることが多いのですが、その時は小型ホイールローダーを所有している協力会社に除雪作業のお願いをしていたのですが、小型ホイールローダーを購入してこれからは自社で対応できるようにした。時期が重なるため素早い対応ができない場面が多くあるかもしれませんが周辺地域からの要望にできる限りの活動を行いたいと思います。 **写真⑥**
今後も重機他関連機器設備の購入につきましては、作業の安全性、雇用の継続自社の事業経営の安定などのために様々な対応をしていきたいと思っています。

④

*実施日 令和3年8月10日

*場所 甲州市塩山一之瀬高橋地域

*実施内容

ボランティア活動の一環として一之瀬高橋の林道脇除草作業の実施

*参加者 []取締役社長、 []取締役副社 自社作業員4名

*効果、感想、今後の課題

*一之瀬高橋地域からの要望で8月のお盆時期で、この地域で生まれ育った人たちが帰ってくるのですが、林道わきの草木が多く生い茂っており、自動車の通行に支障があるので、除草をしたいけれども、地域には高齢者ばかりで作業ができる若い人もいないので、何とか協力していただけないかと話がありお願いされたのでこの地域での工事の関係で色々とお世話になっていることもあり、快く引き受け作業を行った。

林道際の法面とかカーブで見にくい場所などの除草を1日かけて行い、地域住民から、大変に喜ばれることができました。また来年もお願いしたいと頼まれてしまいました。

今回は自社での対応で済みましたが、草刈り機を使用する危険な作業でもあるので今後は行政にお願いすることも視野に入れながら対応をしたいと思います。 **写真⑦**

(5)経費の報告

分 類	金 額 (円)	備 考
(4)②給与手当の改正	900,000	技術者(3名*6カ月*50000)の現場手当の増設(10月から3月まで)
(4)②給与手当の改正	390,000	現場作業員(5名*6カ月*13000)の有給手当の増設(10月から3月まで)
(4)②再雇用定年退職者の給与	2,000,000	定年退職者①2,000,000再雇用給与8/12ヶ月(労務環境の維持継続)
(4)②再雇用定年退職者の給与	3,000,000	定年退職者②3,000,000再雇用給与8/12ヶ月(労務環境の維持継続)
(4)②再雇用定年退職者の給与	2,000,000	定年退職者③2,000,000再雇用給与8/12ヶ月(労務環境の維持継続)
(4)③ドローン購入費	70,000	小型ドローン操作技術向上
(4)③小型ホイールローダー購入費	980,000	三菱WS210Aホイールローダー購入費用
(4)③測量ソフト年間維持費	115,000	建設システム(デキスパート)年間保守点検費用(8ヶ月)
(4)③積算ソフト維持費	194,400	積算ソフト(Gaia)年間保守点検費用(8ヶ月)
(4)③ISO認証登録費	154,000	ISO9002認証登録年間費用(8ヶ月)
(4)③山梨建設新聞購読料	64,800	建設新聞年間購読料(8ヶ月)
(4)③給与計算ソフト維持費	49,720	給与計算ソフト年間使用料金(8ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	180,000	発電機20KVA1基(1ヶ月30000円*6ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	144,000	発電機25KVA1基(1ヶ月24000円*6ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	810,000	バックホウ0.7m3(1ヶ月162000円*5ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	648,000	バックホウ0.7m3(1ヶ月162000円*4ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	240,000	バックホウ0.14m3(1ヶ月60000円*4ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	280,000	バックホウ0.2m3(1ヶ月70000円*4ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	330,000	バックホウ0.4m3(1ヶ月110000円*3ヶ月)
(4)③重機他機材リース代	210,000	ブレーカー0.7用1T(1日21000円*10日)
(4)③重機他機材リース代	450,000	4tダンプトラック(1ヶ月90000円*5ヶ月)
合 計	13,209,920	

5 報告した経費の累計

年度	2の経費	3の経費	4の経費	経費合計(円)
令和3年度	¥93,000	¥ 1,553,000	¥ 13,209,920	¥ 14,855,920
令和4年度				
令和5年度				
令和6年度				
令和7年度				
令和8年度				
合計				¥ 14,855,920

○ 公正入札違約金額等

(円)

公正入札違約金額(1)	163,283,360
調停条項で定めた令和3年内支払い額(2)	17,291,632
調停条項で定めた分割支払い分総額(3)	40,820,840
(1)と(2)及び(3)の差額	105,170,888

2-(4)-③ 写真①

社内講習勉強会



3-(4)-① 写真②

岩波建設株式会社 本社

上萩原管理事務所



写真②

本社2階会議室
(40名ほど収容可能)

上萩原管理事務所
2階会議室(20名ほど収容可能)



写真② 非常用ポータブル発電機常備(900w*2基)



3-(4)-② 写真③

アタッチメント式排土板付ペイローダー910F

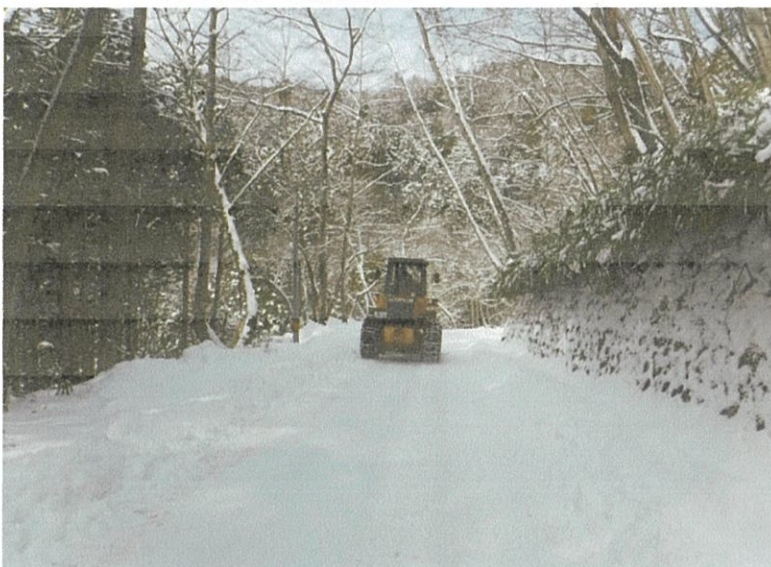


3-(4)-③ 写真④

甲州市道6号線除雪状況



甲州市道6号線除雪状況



4-(4)-③ 写真⑤

小型ドローン練習風景

ホリーストーンHS700E



4-(4)-③ 写真⑥

小型ホイールローダー購入
三菱WS210A 0.4m³タイプ



4-(4)-③ 写真⑦

一ノ瀬地区除草作業



一ノ瀬地区除草作業



独占禁止法遵守マニュアル


1 会社代表者による独占禁止法の法令遵守の表明

当社は、業務の運営に際して独占禁止法を遵守することを基本方針として、当社の関係社員はこの方針に反しまたは反する指示、命令をしてはならない。

この遵守マニュアルは業務運営に関して遵守すべき基本事項を定めたものであり、これにしたがって業務を運営することとする。

遵守マニュアルに関して疑義が生じた場合は、必ず取締役社長、副社長、営業部長の三者で相談をして、細部の理解が得られるように話し合いを行う事とする。

令和4年3月21日

岩波建設株式会社
代表取締役社長 

2 社内組織と実施事項

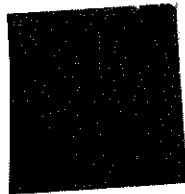
(1) 組織の趣旨、目的

競争環境が非常に厳しい建設業界において、独占禁止法に抵触する入札談合が行われる事がないように、その予防処置、リスク管理機能の強化を行い当社の事業活動が健全かつ積極的に進められることを目的として、独占禁止法違反防止管理委員会を設置しました。

(2) 組織の体制

当社においては土木部が担当します。

委員長 取締役社長
副委員長 取締役副社長
委員 営業部長



(3) 組織の業務

- (1) 独占禁止法遵守マニュアルの作成、運営、管理
- (2) 遵守マニュアルの関連部門への周知徹底のための教育指導
- (3) 事業活動に関する独占禁止法遵守の観点からの妥当性の事前相談等
- (4) 独占禁止法に関する情報の収集及びその対応策の検討
- (5) 関連団体との折衝及び情報収集
- (6) 事業に係るその他違法行為防止のための施策の実施

(4) 実施事項

① 継続的な研修の実施

独占禁止法の遵守の周知徹底のため、定例的議題として年に3回ほど社内研修を開催する。 開催時期 3月、8月、12月

② 外部研修への参加

業界団体主催の独占禁止法及びこれに関する講習会等に、役員及び管理職が積極的に参加すること。

③ 社内における相談体制の確立

独占禁止法の指針及び独占禁止法マニュアルに基づき、独占禁止法の指導研修及び具体的な問題に関する社内相談体制を整備する。

*具体的に独占禁止法に抵触する事案が発生、もしくは可能性がある場合は、早急に取締役による話し合いを早急に開催し、善後策を検討すること。

④ 各員の行動基準

各員の一人一人が、担当する業務に関して十分に関連法規を理解していることと社会の秩序から逸脱することのないよう、倫理に反することのないよう行動する事が非常に重要になります。

各員が行動するにあたって、自己の判断に迷いが生じたときには、速やかにお互いに相談を持つことを行い、法令遵守の意識を保ち、行動することを基準とする。

*入札参加者間における受注予定者又は入札価格に関する話し合いや調整は明白な独占禁止法違反でありこれに加わってはならない。

受注実績、手持ち受注量、受注能力(余力)、供給コストなどの事項に関する事前の話し合いや情報交換は、入札談合に結びつくため行ってはならない。

落札者と他の入札参加者間においての下請け取引は、背後に入札談合の疑いを抱かせるものであり、明白な理由がある場合を除いて行わないこととする。

他の事業者の入札参加を妨害排除又は事業者に入札辞退を強要する行為を行ってはならない。

発注官庁による指導又は要請に従って行った場合でも、入札談合であり、独占禁止法違反となる為これを行ってはならない。

遵守状況のフォローアップとして各責任者は入札前の、様々な情報を把握、管理監督し特に同業者との会合等がある場合は、参加メンバー等の把握を事前に行い、その結果報告をお互いに行い、問題の有無を双方で確認する。

3 独占禁止法の概要

(1) 独占禁止法の目的と仕組み

(公正で自由な競争の維持促進)

独占禁止法は競争を制限したり阻害したりする行為を規制し、競争を回復させること、そしてその競争を促進させて「一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発展を促進する」ことを究極の目的とする法律です。

建設業は、単品受注型産業であり、企業の多くは中小企業で、競争が激しいなどの厳しい条件の下にあります。

しかし独占禁止法はすべての業種に適用される法律であり、建設業だけが適用を免れることはできません。

自由経済の仕組みは、わが国のみならず国際的な共通ルールとなっています。建設業の健全な発展を図るためにも、すべての企業が独占禁止法のルールを守っていくことが必要となっているのです。

(独占禁止法の仕組み)

大きく分けて競争を制限する行為(不当な取引制限、私的独占)と競争を歪める行為(不公正な取引方法)を禁止しています。

(競争を制限する行為)

不当な取引制限は通常、カルテルとか価格協定といわれており、入札談合もこれに該当する行為なのです。私的独占とは、ある事業者が他の事業者の活動を排除したり、支配したりして市場の支配力を作ったり、その力を行使したりすることです。

(競争を歪める行為)

公正で自由な競争のためには、その競争が、商品やサービスの品質、価格といった手段で公正になされなければなりません。競争の手段が不相当であれば、競争がゆがめられてしまいます。言わば反則です。自由経済では、競争のルールを守らないと不公正な取引方法として規制されています。

(2) 独占禁止法で禁止されている行為

① 競争を制限する行為 事業者による不当な取引制限

(不当な取引制限 入札談合とは)

不当な取引制限は、通常カルテルとか価格協定とか呼ばれており、独占禁止法第3条で禁止されています。入札談合も不当な取引制限の一つです。

(入札談合は不当な取引制限の一つ)

建設業とその関連業界との関係で、最もかかわりの多いのが入札談合です。

入札談合は価格カルテルでもあります。

(入札談合に該当する行為)

事業者の間で受注予定者や入札価格について、何らかの合意や了解が成立しお互いに相手はこの了解に従うだろうとして入札などを行えば該当することになります。

(受注者の決定方法)

様々な決定方法があり、決まったルールがあろうが、なかろうが、何らかの形で受注予定者を決めるのは、入札談合に該当する行為です。

②事業者団体による入札談合

建設業やその関連業界は、それぞれ業界の共通の利益を図るため、様々な事業者団体を結成しています。事業者団体が、入札談合にかかわり受注予定者や入札価格を決定することなどを行えば、これは事業者の不当な取引制限と同じように、事業者団体によるカルテルの禁止に該当します。

③競争を歪める行為 不正な取引方法

公正取引委員会が告示で指定するもので、あらゆる業種に適用される「一般指定」と特定の業種に適用される「特定指定」というものがあります。

建設業とその関連業界には、特定指定はなく、一般指定だけが問題となります。

(一般指定とは)

全部で16項目あります。建設業とその関連業界においてかかわりのあると思われる事例として不当廉売と優越的地位の濫用についてふれます。

(不当廉売 ダンピング)

原価を著しく下回った安い価格で、継続して提供し、競争社会の事業活動困難にさせる場合には独占禁止法上問題となります。

(優越的地位の濫用)

取引の一方が優位な地位にある時、その優位的な地位を利用して、相手方に不利な取引をやらせたりしてはいけません。

(優越的地位の濫用 工事下請けにかかわる不公正な取引方法)

建設業における元請けと下請けの関係は、一方が優越的地位にある為、独占禁止法上、様々な問題が起こりやすいことから、公正取引委員会は「建設業の下請け取引に関する不公正な取引方法の認定基準」を定め、独占基準法上の規制基準としています。

(3) 独占禁止法違反行為に対する罰則

①独占禁止法の行政処分

(排除命令処置 (審決))

公正取引委員会は、入札談合などの独占禁止法違反があったと認めるときは、審査(具体的な事件の調査)を行ったうえで、一定の手続きに従い、審決によって違反行為の排除処置を命じます。

(課徴金納付命令)

入札談合のように、対価に係るカルテル等の場合には、公正取引委員会は、入札談合を行った事業者あるいは事業者団体の構成事業者に対して課徴金の納付を命じます。

②刑事罰

(公正委員会の専属告発)

入札談合などの独占禁止補違反の主要な罪は、公正取引委員会の告発がなければ訴追されない事になっています。

(刑法の談合罪)

刑法でも、第96条の3第2項の規定により、「公の入札」について、「公正な価格を害し、又は不正な利益を得る目的で談合した者」は、2年以下の懲役または250万円以下の罰金に処すこととしています。

刑法の談合罪は、公正取引委員会の告発とは関係なく、検察独自の判断で訴追できます。

③損害賠償責任の追及

入札談合を行った事業者は、公正取引委員会の確定審決があると、被害者(発注者)に対して無過失損害賠償責任を負うこととなります。すなわち、入札談合に参加した事業者は、故意とか過失がなかったということを証明しても、責任を免れることはできないのです。

④建設業法の監督処分

独占禁止法や刑法といった法令に違反して、不適當であると認められた時は、建設業法第28条第29条の規定に基づき、建設業の許可権者から指示処分、営業停止処分など、監督処分がおこなわれます。

⑤指名停止と一般競争入札の参加資格停止

独占禁止法違反事件があったとき、あるいは刑法の談合罪で逮捕されたり、起訴されたときは一定期間指名対象から外されます。これが指名停止です。

これを受けますと、同時に一般競争入札の参加資格も停止されます。

⑥社会的制裁と栄典

事業者は、マスコミなどを通じて広く世間に報じられ、信用を失うとともに、社会から強い非難を受けます。

又担当者はもちろん、その事業者、事業団体の役員も、一定期間、勲章、褒章などの栄典の対象から外されます。